

■議案第104号 四万十町ホビー館条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成23年7月9日にオープンした四万十町ホビー館は、(株)海洋堂のフィギュアを中心とした展示をしている施設であり、広報広告用の愛称として「海洋堂ホビー館四万十」としてきたが、オープン以後、県内外に広く周知されたため、通称として規則で定め、更なる集客を図ることを目的として、四万十町ホビー館条例の一部を改正するもの。

【改正内容】

ホビー館の通称を、規則で別に定める項を加える。

【新旧対照表】

新	旧								
(名称及び位置) 第2条 ホビー館の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 ホビー館の名称及び位置は、次のとおりとする。								
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>四万十町ホビー館</td><td>四万十町打井川 1458番地1</td></tr></table>	名称	位置	四万十町ホビー館	四万十町打井川 1458番地1	<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>四万十町ホビー館</td><td>四万十町打井川 1458番地1</td></tr></table>	名称	位置	四万十町ホビー館	四万十町打井川 1458番地1
名称	位置								
四万十町ホビー館	四万十町打井川 1458番地1								
名称	位置								
四万十町ホビー館	四万十町打井川 1458番地1								
2 ホビー館の通称は、規則で定める。									
以下省略	以下省略								